

呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務

公募型プロポーザル

実施要領

令和2年6月1日

呉市

## 目 次

第1	実施要領の定義	1
第2	本業務の目的	1
第3	本公募の趣旨	1
第4	本業務の概要	2
1	本プロポーザルの実施者	2
2	本プロポーザルの事務局	2
3	整備対象	2
4	業務概要	5
第5	参加資格要件	6
1	参加者等の構成	6
2	本業務に参加する者に共通する参加資格要件	6
3	単独企業（共同企業体においては代表者となる者）の参加資格要件	7
4	前項以外の共同企業体の構成員の参加資格要件	7
5	共同企業体の出資比率	7
第6	公告から契約までのスケジュール	8
第7	関係資料	8
1	配布資料	8
2	貸与資料	9
第8	質疑回答	9
1	受付期間	9
2	質疑事項提出先，提出方法	9
3	質疑回答日	9
4	回答方法	10
第9	参加書類の提出について	10
1	提出書類	10
2	提出部数	11
3	受付期間	11
4	提出先	12
5	提出書類の取扱い	12
6	法令等の遵守	13
7	失格事項	13
8	辞退の方法	13
第10	審査方法及び審査項目	13
1	選定委員会	13

2	参加資格審査	13
3	提案書・プレゼンテーション審査	14
4	優先交渉権者等の決定	14
第 11	提案書類及びプレゼンテーション審査	14
1	日時・場所	14
2	進行	14
3	留意事項	14
第 12	審査結果の通知	15
第 13	契約手続等	15
1	仮契約手続	15
2	優先交渉権の取消し等	15
第 14	その他	15
1	費用負担について	15
2	参加辞退について	15

## 第1 実施要領の定義

呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本要項」という。）は、呉市（以下「本市」という。）が呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務（以下「本業務」という。）に係るネットワーク環境構築（設計業務及び施工業務）に係る業務を一括して発注するための優先交渉権者を、公募によるプロポーザル方式により選定する（以下「本公募」という。）に当たり、本公募への参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 本業務の目的

文部科学省の提唱する、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に最適化された学びを全国の教育現場で実現することを目的とした GIGA スクール構想を実現するため、呉市立学校情報ネットワークのうち、各学校の普通教室、特別教室（コンピュータ室を含む）、職員室及び体育館に、高速大容量の通信ネットワークを整備するもの。

本業務では、この整備により以下を実現することを目的とする。

- ・ 一人一台環境において動画やデジタル教科書を利用した授業等がストレスなくできる通信環境や、コンテンツキャッシュなどを活用したコストパフォーマンスの高いネットワーク環境を構築する。
- ・ 将来の端末増加やアプリケーションの多様化に効率よく対応できるネットワークとして整備する。
- ・ ネットワーク障害による教育活動への影響が極力少なくなるよう、障害を早期に発見し、早期に復旧ができる可用性の高いネットワークや、ネットワーク障害が起きても復旧まで一定の教育活動が継続出来る柔軟な構成のネットワークを実現する。
- ・ 校内 LAN 配線図等のドキュメントを整備することで、教職員でも一定の問題解決が可能なネットワーク運用の簡易化と効率化を図る。

## 第3 本公募の趣旨

本業務の実施に当たっては、本公募参加者の持つノウハウの提案により、本業務を高いコストパフォーマンスで効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、可能な限り短期間に適宜必要な通信容量が確保できる通信ネットワークを設置するための提案等を募集する。

さらに、クラウド技術等の活用により、ネットワーク機器の運用や設定情報の一元管理、トラブル発生時の迅速な対応が容易に可能となる先進的技術提案を導入する。

また、日々技術革新が進む中、コストが高く性能を発揮できずに消えゆく技術の採用を避け、将来に渡って技術革新によるコスト削減と機能向上が期待できる技術を選択できる

よう、経験と知識を持った本公募者からの提案により、中長期的な費用の抑制と将来に渡って遜色のない環境を維持する。

なお、本公募参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行った参加者を契約の優先交渉権者とし、提案内容のうち、本市が必要と認めた内容を別に定める「呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）の一部として採用し、契約内容とする。

## 第4 本業務の概要

### 1 本プロポーザルの実施者

呉市長 新原 芳明

### 2 本プロポーザルの事務局

部署名：呉市教育委員会教育部学校施設課

担当者：原，松本

住 所：〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1-6

電 話：0823-25-3446

電子メール：gakusise@city.kure.lg.jp

### 3 整備対象

#### (1) 整備対象施設

呉市立学校 61 校

#### (2) 整備対象一覧

ネットワーク整備 61 校

本業務対象施設一覧

	学校名	住所	電話番号	備考
1	仁方小学校	仁方本町1丁目6番6号	79-5040・5529	
2	広南小学校	広長浜4丁目1番26号	71-7965	
3	白岳小学校	広駅前1丁目6番1号	71-8094	
4	広小学校	広杭本町3番1号	71-7667	
5	三坂地小学校	広中迫町4番1号	71-7054	
6	郷原小学校	郷原町1584番地の1	77-0018	
7	横路小学校	広横路4丁目1番9号	71-7837	※1
8	阿賀小学校	阿賀南2丁目1番1号	72-0033・0034	
9	原小学校	阿賀北4丁目3番16号	71-7756	
10	警固屋小学校	警固屋7丁目5番1号	28-0011	
11	坪内小学校	宮原12丁目13番1号	21-3192	
12	宮原小学校	宮原4丁目8番1号	23-1881・1882	
13	和庄小学校	八幡町10番7号	23-6688	

	学校名	住所	電話番号	
14	本通小学校	寺本町1番10号	21-0005	
15	長迫小学校	長迫町12番5号	22-3191	
16	明立小学校	伏原2丁目6番38号	21-3396	
17	荘山田小学校	東中央3丁目1番23号	21-3295	
18	呉中央小学校	西中央4丁目10番52号	21-2947	
19	両城小学校	三条2丁目15番12号	21-4866	
20	港町小学校	海岸3丁目5番30号	21-3015	
21	吉浦小学校	吉浦中町2丁目6番5号	31-7042・7142	
22	天応小学校	天応大浜2丁目1番64号	38-7584	※2
23	昭和西小学校	焼山宮ヶ迫1丁目3番1号	33-0414	
24	昭和中央小学校	焼山中央4丁目1番1号	33-0611・0612	
25	昭和南小学校	焼山此原町14番1号	33-7473・7491	
26	昭和北小学校	焼山本庄1丁目6番1号	33-8910	
27	川尻小学校	川尻町久俊1丁目5番24号	87-2170	
28	音戸小学校	音戸町南隠渡1丁目12番6号	51-2712	
29	波多見小学校	音戸町波多見9丁目11番1号	51-2713	
30	明德小学校	倉橋町7490番地	56-0205	
31	倉橋小学校	倉橋町383番地の2	53-0011	
32	蒲刈小学校	蒲刈町向771番地	68-0019	
33	安浦小学校	安浦町内海北1丁目2番5号	84-2020	
34	安登小学校	安浦町安登西5丁目7番19号	84-2264	
35	豊小学校	豊町久比2411番地の1	66-2353	
36	仁方中学校	仁方棧橋通16番8号	79-1177・1178	
37	広南中学校	広長浜4丁目1番9号	71-7920	
38	白岳中学校	広駅前2丁目11番1号	74-2121・2122	
39	広中央中学校	広吉松2丁目15番1号	71-8524	
40	郷原中学校	郷原町11706番地の2	77-0014	
41	横路中学校	広横路4丁目9番15号	71-7827・7831	
42	阿賀中学校	阿賀中央5丁目14番16号	71-3304	
43	警固屋中学校	警固屋7丁目4番1号	28-0914	
44	宮原中学校	船見町1番1号	21-1468・1469	
45	和庄中学校	和庄登町3番18号	21-6631	※3
46	東畑中学校	東畑2丁目7番38号	21-6210	
47	片山中学校	東片山町13番5号	21-4995	
48	呉中央中学校	西中央4丁目10番52号	21-2828	
49	両城中学校	両城2丁目22番15号	21-4661・8642	
50	吉浦中学校	狩留賀町8番6号	31-7570	
51	天応中学校	天応東久保2丁目7番1号	38-7545	※4
52	昭和中学校	焼山中央6丁目9番1号	33-0311	
53	昭和北中学校	焼山泉ヶ丘2丁目11番1号	33-9610	
54	川尻中学校	川尻町西1丁目23番47号	87-2072	
55	音戸中学校	音戸町南隠渡4丁目15番1号	51-2731	
56	明德中学校	音戸町藤脇1丁目30番1号	56-0303	
57	倉橋中学校	倉橋町383番地の2	53-0019	
58	蒲刈中学校	蒲刈町向771番地	68-0020	
59	安浦中学校	安浦町中央4丁目2番1号	84-5151	※5
60	豊浜中学校	豊浜町大字豊島3438番地	68-2009	
61	呉高校	阿賀中央5丁目13番56号	72-5577	

※ ※1～※5は、校舎の建て替え等を計画している。このため、該当する校舎は本業務でのネットワーク機器等の整備は不要。ただし、建て替え後の校舎に新たに整備するネットワーク機器等を接続することを想定し、本業務にて整備を実施すること。なお、建て替え等を予定している校舎名（貸与予定の公立学校施設台帳参照）は次のとおり。

※1 横路小学校 ⑦管理・特別教室棟

※2 天応小学校 ⑩屋内運動場

※3 和庄中学校 ⑧教室棟

※5 安浦中学校 ⑦屋内運動場

※4 仮移転中のため「51 天応中学校」は本業務でのネットワーク機器等の敷設は不要。移転先である「22 天応小学校」において機器等を敷設すること。

## 4 業務概要

### (1) 業務名

呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設整備に係る業務  
(契約締結日から令和3年3月31日まで)

[参考]

※本業務には含まれないが、上記委託契約とは別に「呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設の運用保守に係る業務委託契約」(契約予定期間:令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)について、別紙「要求水準書」に示す要件で月額の運用保守費及び5年分の合計額を見積もり、本市へ提出すること。

### (2) 業務内容

詳細は別紙「要求水準書」のとおりである。

#### ア 設計業務

全ての整備対象施設における情報通信ネットワーク環境施設整備に係る設計業務(以下「設計業務」という。)

#### イ 施工業務

全ての整備対象施設における情報通信ネットワーク環境施設整備に係る施工業務(以下「施工業務」という。)

#### ウ 統括管理業務

設計業務及び施工業務を統括的に管理し、業務全体の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成や立会い、定例会議等の運営、精査や工程調整に係る諸手続等の業務(以下「統括管理業務」という。)

※本業務に含まれない「呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設の運用保守に係る業務委託契約」の業務内容については、別紙「要求水準書」のとおりである。

### (3) 費用の上限

本業務に関する費用は以下のとおりとする。

728,200,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)以内とする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す額である。



## 第5 参加資格要件

### 1 参加者等の構成

- (1) 参加者は単独企業又は特定事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- (2) 共同企業体の構成員数は2又は3とする。

### 2 本業務に参加する者に共通する参加資格要件

参加者は、公告日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、基準日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項のいずれにも該当しない者
- (2) 本市の物件等競争入札参加資格者名簿（以下「物件資格者名簿」という。）又は建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「工事資格者名簿」という。）に登録されている者（以下「有資格者」という。）
- (3) 本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の本業務参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者と密接な関係を有する団体のいずれにも該当しない者。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは

逮捕を経ないで公訴を提起されていない者

- (7) 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により，逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (8) 構成員は，本業務について他の共同企業体の構成員となることができない。

### 3 単独企業（共同企業体においては代表者となる者）の参加資格要件

前項に定めるもののほか，次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 有資格者のうち，本市の物品・業務委託等入札参加等有資格業者名簿に登録されている者で，「情報処理業務」で登録されている者。又は，工事入札参加資格者名簿に登録されている者で，工種が「電気工事業」又は「電気通信工事業」で登録されている者。
- (2) 別添「要求水準書」の第 5-1-(2)に示す統括管理責任者を 1 名配置すること。統括管理責任者は，基準日の時点で単独企業（共同企業体においては代表者となる者）との雇用関係が成立している者とし，変更は原則として認めない。

### 4 前項以外の共同企業体の構成員の参加資格要件

第 2 項に定める参加資格要件を満たす者とする。

### 5 共同企業体の出資比率

- (1) 代表者の出資比率は，構成員中最大か又は同等とすること。
- (2) 構成員のうち，最小の出資者の出資比率は，次に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ，それぞれ次に掲げる割合以上とする。ただし，構成員に設計業務のみを担当する者が含まれる場合は，設計業務のみを担当する者を次の構成員数に含まず，最小の出資比率は設けないものとする。

ア 2 業者 30 パーセント

イ 3 業者 20 パーセント

## 第6 公告から契約までのスケジュール

(1)	公告	令和2年6月1日(月)
(2)	貸与資料	
	受付期間	令和2年6月2日(火)から 令和2年6月19日(金) 午後5時15分まで
(3)	質疑	
	受付期間	令和2年6月2日(火)から 令和2年6月11日(木) 午後5時15分まで
	質疑回答	令和2年6月16日(火)
(4)	参加表明	
	受付期間	令和2年6月2日(火)から 令和2年6月19日(金) 午後5時15分まで
(5)	書類審査結果通知日	令和2年6月25日(木)
(6)	提案書	
	受付期間	令和2年6月2日(火)から 令和2年7月15日(水) 午後5時15分まで
(7)	提案書・プレゼンテーション審査	令和2年7月22日(水)
	優先交渉権者決定	
(8)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	令和2年7月29日(水)
(9)	仮契約締結	令和2年8月7日(金)を予定
(10)	本契約締結	呉市議会における議決後

## 第7 関係資料

### 1 配布資料

- ・実施要領
- ・要求水準書
- ・最優秀提案者決定基準
- ・参加表明書(様式1-1又は1-2)
- ・参加資格確認項目(様式1-3)

- ・特定事業共同企業体協定書（様式 1-4）
- ・委任状（様式 1-5）
- ・使用印鑑届（様式 1-6）
- ・質疑回答書（様式 2）
- ・参加辞退届出書（様式 3）
- ・提案書（様式 4）
- ・提案価格見積書（様式 4-2-1）
- ・提案価格見積書の内訳書（様式 4-2-2）
- ・運用保守に係る提案価格見積書（月額）（様式 4-2-3）
- ・運用保守に係る提案価格見積書の内訳書（月額）（様式 4-2-4）
- ・評価に係る提案書（様式 4-3-1～4-10）
- ・情報非公開希望申立書（様式 5）
- ・参考図書貸与申込書（様式 6）

## 2 貸与資料

本業務に参加する場合は、別添「要求水準書」の第 1－7 記載の資料（DVD-R等の電子媒体）の貸与を受けることが出来る。貸与の申込期間は、本公告後から令和 2 年 6 月 19 日（金）午後 5 時 15 分までとし、「第 4－2 本プロポーザルの事務局」に記載のある E メールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書を提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。

なお、貸与を受けた資料については、プレゼンテーション審査時に返却すること。

## 第 8 質疑回答

要求水準書、本要項等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書（様式 2）を提出すること。

### 1 受付期間

令和 2 年 6 月 2 日（火）～令和 2 年 6 月 11 日（木）午後 5 時 15 分まで

### 2 質疑事項提出先、提出方法

「第 4－2 本プロポーザルの事務局」に記載のある E メールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。

### 3 質疑回答日

令和 2 年 6 月 16 日（火）

## 4 回答方法

質疑に対する回答は、呉市教育委員会教育部学校施設課のホームページ上に公表する。

## 第9 参加書類の提出について

### 1 提出書類

次の(1)及び(2)に掲げる書類を持参又は郵送にて提出すること。なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

#### (1) 参加表明

- ア 参加表明書（様式 1-1 又は 1-2）
  - イ 参加資格確認項目（様式 1-3）
  - ウ 特定事業共同企業体協定書等（様式 1-4～6）
- ※ウは共同企業体による参加の場合に限る。

#### (2) 提案

- ア 提案書（様式 4～4-10）

提案書は様式集に定められたスペースに作成すること。また、様式ごとにインデックスをつけること。
- イ 提案書は、1部ずつファイルに綴じること。

※ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、様式 4-3-1～4-10 については会社名を記載しないこと。

※提案様式 4 及び 4-2-1～4-2-4 については、正本のみに綴じること。
- ロ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ハ ページ数は 50 ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- ニ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ヒ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ホ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。
- イ 提案価格見積書（様式 4-2-1）
- ウ 提案価格見積書の内訳書（様式 4-2-2）
- エ 運用保守に係る提案価格見積書（月額）（様式 4-2-3）
- オ 運用保守に係る提案価格見積書の内訳書（月額）（様式 4-2-4）

カ 評価に係る提案書（様式 4-3-1～4-10）

キ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、提案書の内容を逸脱することなく、提案書を補足する最低限のものとする。

(ア) A4 判で作成し、1 部ずつファイルに閉じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと。）  
なお、A3 判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。

(イ) 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。

(ウ) ページ数は 20 ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。

(エ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

(オ) 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

(カ) 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

## 2 提出部数

参加表明：1 部（紙媒体のみ）

提 案：正本 1 部及び副本 14 部（副本は複写可） 計 15 部及び CD-R 1 部

※CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。また、CD-R への格納の条件は、次のとおりとする（DVD-R の提出方法は以下同様とする。）。

(1) CD-R：Windows フォーマット

(2) 使用アプリケーション：様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等は PDF 形式とする。

(3) ウィルスチェック：CD-R は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

## 3 受付期間

(1) 参加表明

令和 2 年 6 月 2 日（火）～令和 2 年 6 月 19 日（金）午後 5 時 15 分まで

※郵送の場合は書留郵便で送ること。ただし必着とする。

(2) 提案

令和 2 年 6 月 2 日（火）～令和 2 年 7 月 15 日（水）午後 5 時 15 分まで

※郵送の場合は書留郵便で送ること。ただし必着とする。

#### 4 提出先

「第4-2 本プロポーザルの事務局」のとおり。

#### 5 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。
- (2) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負うものとする。
- (3) 提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (4) 提出された書類等は、呉市行政情報公開条例（平成11年条例第1号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足る合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式5）を提出すること。ただし、非公開の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (5) 記載内容の変更
  - ア 参加表明書及び提案書の提出後、原則として、それぞれの審査が終了するまでの間は、参加表明書及び提案書に記載された内容の変更は認めない。
  - イ 参加表明時において提案した統括管理責任者は、原則として本業務が終了するまでの間は変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。
- (6) 提案書の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。
- (7) 提案の履行

受託者は、提案書の提案事項のうち、本市が採用を認めたものについては、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、本市がその提案事項の履行について不要と認める場合は除く。）。受託者の責により、本市が採用を認めた提案に対し、履行状況が特に悪質と認められた場合には、契約違反があったものとして取り扱い、指名停止等の措置を行う。

## 6 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

## 7 失格事項

基準日から優先交渉権者が決定するまでの間に次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 虚偽の内容が記載されているもの。
- イ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ウ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- エ 第4-4-(3)の価格の上限を超える提案をしたとき。
- オ その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又は本要項に定める手続きによらなかったとき。

## 8 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、参加辞退届出書（様式3）を郵送又は持参により提出すること。

## 第10 審査方法及び審査項目

### 1 選定委員会

優先交渉権者の選定は、呉市立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。

### 2 参加資格審査

事務局は、提出された参加表明書を確認し、参加資格要件を有しているか審査する。本市は、事務局による審査の結果、資格適合者には提案書提出要請書を、それ以外の参加者には参加が認められない理由を付して参加資格審査結果通知書をそれぞれ書面により送付する。



### 3 提案書・プレゼンテーション審査

参加資格審査を通過した参加者は、提案書・プレゼンテーション審査を実施する。選定委員会は、提出された提案書等、プレゼンテーションについて最優秀提案者決定基準に基づき評価を実施する。

選定委員会による審査を経て、選定委員全員の総得点が高い者から順位付けを行い、最低基準点（価格点を除く評価項目の総得点の60%）以上の者で、価格点を含む総得点が高い者を契約候補者とする。

審査の総得点が同点の場合は、提案価格が廉価な者を上位とする。

また、契約候補者と協議が整わなかった場合は、最低基準点以上の者で総得点が2番目の者を次点候補者とする。

なお、提案の応募が1者であった場合でも、審査・選考を行うものとし、審査・選考の結果、最低基準点以上でない場合は、本プロポーザルによる契約は行わない。

### 4 優先交渉権者等の決定

選定委員会は、提案書の結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者、次点の者を次点候補者として選定する。本市は、選定委員会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。

## 第11 提案書類及びプレゼンテーション審査

### 1 日時・場所

令和2年7月22日（水）を予定

※時間、場所については参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

### 2 進行

提案書、プレゼンテーション用資料に基づく参加者からの説明（15分以内）を行った後、質疑応答を行う。プレゼンテーション全体の時間は、参加者につき30分程度とする。

### 3 留意事項

- (1) プレゼンテーション当日の参加人数は3名以内とする。
- (2) 説明に当たっては、事前に提出した提案書及びプレゼンテーション資料により行うものとする。※参加者名等は記載しないこと。
- (3) パワーポイントの使用は可能であるが、本市ではスクリーン・プロジェクター

(RGB・HDMI 端子対応)を用意する。パソコン等の設備については、参加者にて用意すること。

## **第12 審査結果の通知**

審査結果は、後日、概要を公表する。

通知予定日：令和2年7月29日（水）

なお、優先交渉権者については、契約候補者名及び採点結果を、次点候補者については採点結果を、呉市教育委員会教育部学校施設課のホームページ上に公表する。

## **第13 契約手続等**

### **1 仮契約手続**

- (1) 審査結果の通知を受けた優先交渉権者は、仮契約の締結前に見積書を本市に提出する。当該見積書の額については、価格上限の額以下とすること。
- (2) 優先交渉権者は、決定日から10日以内に仮契約を締結しなければならない。なお、仮契約は呉市議会の議決をもって、本契約として成立する。

### **2 優先交渉権の取消し等**

- (1) 優先交渉権者決定から呉市議会の議決を経るまでの間に優先交渉権者である単独企業（共同企業体においては構成員の全員又は一部の者）が次の要件に該当する者となったときは、仮契約を締結しない、又は解除することがある。  
ア 第5参加資格要件第2項第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (2) 本業務の契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。

## **第14 その他**

### **1 費用負担について**

提出書類等の作成及び提案書・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、提案書等の参加者の負担とする。

### **2 参加辞退について**

プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。